

香取市桐谷地先における森林法違反行為について

平成27年12月 4日

千葉県農林水産部森林課

電話：043-223-2955

千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（以下、「条例」という。）第十七条第一項の規定により下記事項について公表する。

香取市桐谷地先の森林において、無許可で土砂の搬入による形質変更が行われ、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例に基づく小規模林地開発の指導を行ってきた。

しかし、事業者は指導に従わず違反行為を続け、開発に係る森林面積が1.0haを超えたため、森林法第10条の2第1項に違反する無許可開発として行為の中止及び復旧勧告を発出したが従わないため、森林法第10条の3に基づく復旧命令を発出した。

- 1 命令を受けた者
住所：旭市イ1279番地1
氏名：石毛 一男
- 2 命令に係る林地開発区域の所在場所
香取市桐谷字内野1039番の2 ほか
- 3 法第十条の三の規定による復旧命令をした日
平成27年12月 1日付け